

《遵守基準》と《遵守事項》

米満 啓

1. 《遵守基準》悔るべからず

本サイトでは、数回にわたり《輸出者等遵守基準》について所見を述べてきました。今回扱うのは《外為法等遵守事項》との対比です。

一般に、「プロの輸出管理屋」の関心は《遵守事項》の方にあり、《遵守基準》はあまり突っ込んで読みません。というのは、成立時期は《遵守事項》が先で《遵守基準》はその簡易版・軽量版として後から生まれたという順序があるからです。そして「プロ」が自身の業務で相手にするのは《遵守事項》の方であり、それをきちんとやっていれば自動的に（簡易版である）《遵守基準》はカバーできてしまうという面もあります。

現に2009年に《遵守基準省令》ができたときの受け止め方も、「既に《遵守事項》を励行している企業に新たな負荷はないだろうか？」が大筋でした。そして新たな負荷の心配がなくなった途端に関心も薄れてしまったのです。

それやこれやで（私の知る範囲ですが）「プロ」はあまり熱心に《遵守基準》を勉強しません。せいぜいが、「個々の細目の規定ぶりが《遵守事項》とちょっと違うな」程度ではないかと思います。

私も「所詮は簡易版」と軽く見ていたのですが、実はこの《遵守基準》、意外に悔りがたいものということがわかってきました。

2. 《遵守基準》はどこから来たか

前記の通り、順序は《遵守事項》が先、《遵守基準》が後です。経過をざっと記します。

そもそもの始まりは1987年の東芝機械事件でした。大臣通達で社内管理体制の整備が要請され大企業を中心にCP（Compliance program）を策定、経産省へ届け出る動きが始まります。CP届出企業は毎年、自己管理チェックリスト（CL）の提出も求められました。現在の《遵守事項》はこのCLとほぼ同内容のものです。更に2005年には、CP届出とCL提出が一般包括許可（現 特別一般包括許可）の申請資格を得るための要件に定められます。このとき定められた通達が、現在の《輸出管理内部規程の届出等について》…通称《CP通達》…の原型であり、御存じの通り

《遵守事項》はこの通達の「別紙1」として公示されています。

このような企業の社内管理体制整備を通じて法令遵守を目指すやり方を「自主管理といいます。

【自主管理の考え方】

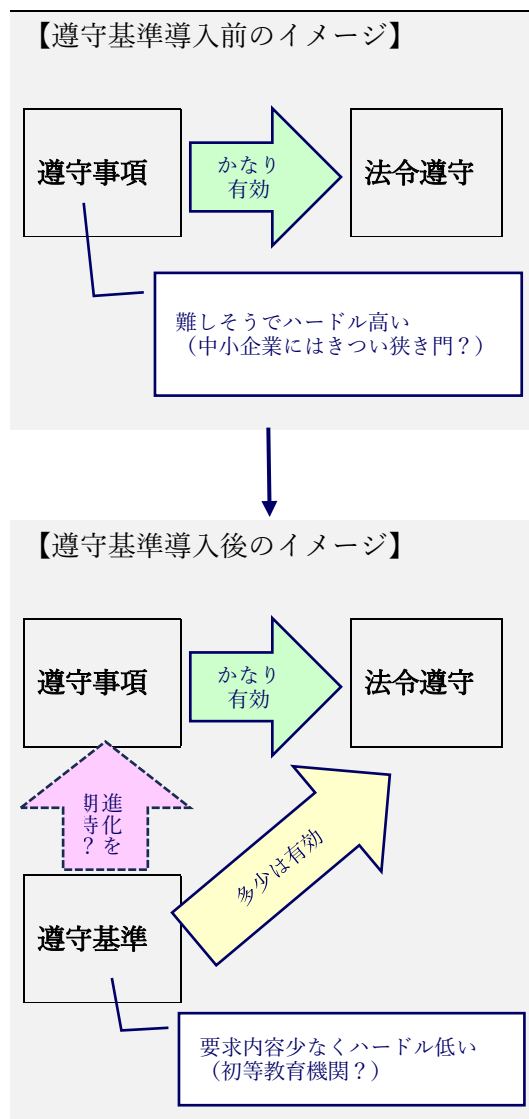
社内管理体制 の整備	➡	法令遵守 (リスト規制 CA規制)
---------------	---	-------------------------

これらの施策を経て社内管理体制の整備（「自主管理」）は次第に、大企業を中心として社会に浸透していきませんが、中小企業や研究機関まではなかなか届きませんでした。これではまずいぞ、ということで、中小企業・研究機関の管理体制促進は00年代における輸出管理のメイン 이슈の1つとなりました。

その結果、法令で義務付けでもしなければ輸出企業の自主管理は進捗しない、ということになり 2009 年の外為法改正を経て《遵守基準》が導入されます。もっとも中小企業に多くを要求しすぎても消化不良の可能性が高いので、要求内容は《遵守事項》より軽量化することにして。

「軽量化」の具体例を挙げると、需要者・用途確認のための手続き制度化の対象を、《遵守事項》では全輸出案件としているのに対し、《遵守基準》ではリスト規制品のみの限定要求としています。でもねえ、「キャッチオール規制品目」(16 項品)の需要者・用途確認を制度化せずに法令遵守体制といえるのかしら？ 答えは誰が見ても明白でしょう。

とすれば《遵守基準》とは、「これで法令を遵守する」というより、「せめてこの程度はやりなさいよ」というかつかつ最低限の要求と見るべきではないでしょうか？ 私はむしろ「これを足掛かりに《遵守事項》にステップアップし、より着実な法令遵守を目指してほしい」という期待を読み取るのが本筋のように感じます。その意味でいうと、《遵守基準》は義務教育の初等教育機関、《遵守事項》は高等教育機関にたとえることもできるでしょう。



こうした成立事情からも、《遵守基準》を《遵守事項》の軽量化版と述べた意味は御理解いただけるかと思います。ところが次第に情勢は変化し、今や両者の関係が逆転しているようにも見える、という話をこれから致します。

3. 《遵守基準》と《遵守事項》における「遵守」の違い

両者の遵守する対象が何かを見てみましょう。

《遵守事項》では勿論「輸出関連法規（外為法等）」です。《CP 通達》（2009年10月30日改正前）にも次のように書かれています。（https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=13546187）

柱書より

輸出関連法規の遵守徹底について（昭和62年9月7日付け62貿第3605号）及び不拡散型輸出管理に対応した**輸出関連法規の遵守**に関する内部規程の策定又は見直しについて（平成6年6月24日付け6貿第604号）に基づき、これまで多くの輸出関連企業等の皆さまから輸出関連法規の遵守に関する内部規程（平成6年6月24日付け6貿第604号にいう「コンプライアンス・プログラム」を含む。以下、「輸出管理社内規程」という。）を経済産業省へお届けいただいていたところ です。

《外為法等遵守事項》より

I 基本方針

組織の基本方針として、**外国為替及び外国貿易法をはじめとする輸出関連法規（キャッチオール規制を含む。）の遵守**を明確に定め、届出者の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行すること。

※筆註 このあとに「個別事項（キャッチオール規制に対応していること。）」が続く。

要するに「輸出関連法規（外為法等）」をきちんと遵守してもらうために励行してほしい**個別事項（手段）**を列挙したということ。文字通り「外為法等ヲ遵守スルタメノ事項」というわけです。

一方《遵守基準》には「XXを遵守するため」という**遵守の対象・目的がありません**。

《外為法》第55条の10

経済産業大臣は、経済産業省令で、第25条第1項に規定する取引又は第48条第1項に規定する輸出（以下「輸出等」という。）を業として行う者（以下「輸出者等」という。）が**輸出等を行うに当たって遵守すべき基準**（以下「輸出者等遵守基準」という。）を定めなければならない。

そこでは単に「この基準を守りなさい・実行しなさい」と要求しているだけです。**遵守する対象は外部になく、列挙された「基準そのもの」**。すなわち輸出関連法規を遵守するためだからヨロシクというような「外部の理由・目的を踏まえての要請」ではなく、「とにかく俺の要求通りやれ（俺がルールブックだ）」という**強気な言い方**になっています。

4. 更に変化した《遵守事項》の目的

2010年2月の改正で《CP通達》は「遵守の目的」について、次のような踏み込んだ記述を盛り込みました。https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t06naibukitei/t06naibukitei_yushutukanri.pdf

柱書より

この度、我が国における安全保障貿易管理制度に係る技術取引規制の見直し、罰則強化等の措置を講ずるため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）が改正されたところ。これに伴い、外為法に新たに導入された**輸出者等遵守基準（外為法第55条の10第1項の輸出者等遵守基準をいう。以下同じ。）**を輸出管理内部規程が満たすことを確保するため、輸出管理内部規程及び輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出等並びに経済産業省ホームページにおける公表等について、下記のとおり取り扱うこととする。

《外為法等遵守事項》より

I 基本方針

組織の基本方針として、外為法を始めとする輸出関連法規（**輸出者等遵守基準**並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制を含む。）の**遵守**を明確に定め、届出者の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行すること。

《遵守基準》はついに、生みの親である《外為法等遵守事項》の存在目的という地位にのし上がったのです。

列挙された内容から見れば、《遵守事項》の方がレベルは上だからこれを満足すれば《遵守基準》も自動的にカバーできるという関係は、今も昔も変わりません。しかし形の上とはいえ、君も偉くなったものよなあ、と私は感じます。